

規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム分析レポート No.1

政府による社会給付に関わる所得制限の

横断的整理と課題：

子育て、教育、住宅、就労、生活保護、医療、介護、年金、母子家庭、障害者への給付

Working Paper

天達 泰章
磯 龍

July 2021

内閣官房兼内閣府

規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

Team of the Minister for Regulatory and Administrative Reform

Cabinet Secretariat and Cabinet Office

Tokyo, Japan

レポートは、すべて著者個人の責任で執筆されており、内閣官房及び内閣府あるいは規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの見解を示すものではありません。

政府による社会給付に関わる所得制限の横断的整理と課題：

子育て、教育、住宅、就労、生活保護、医療、介護、年金、母子家庭、障害者への給付[†]

Analysis of the Income Caps in the Social Benefits

2021 年 7 月

内閣官房兼内閣府

規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

天達 泰章、磯 龍

【要旨】

本稿は、33 の社会給付における所得制限を網羅的かつ横断的に整理し、課題を明らかにしている。特に、作成した所得制限の一覧表(別紙)は学会だけでなく、行政や一般社会においても稀有であり、貴重な成果と考える。加えて、先行研究に倣って、33 の社会給付を普遍的制度・選別的制度、拋出制・無拋出制に分類することを試みた上で、所得制限の限度額を考察している点が、本稿の学術的な貢献である。主な分析の結果は以下のとおり。(1) 普遍的制度・選別的制度、拋出制・無拋出制に照らせば、「所得制限の有無」は整合性が取れており、所得制限の限度額についても概ね説明が出来る。(2) 8 つの社会給付で所得制限における限度額の根拠を平均収入など経済的な観点で見出せないことや、大学無償化等の一部制度で所得再分配後の実質的な収入が年収に応じて一部逆転していることなどの課題がある。

キーワード: 社会給付、所得制限、普遍的制度・選別的制度、拋出制・無拋出制

JEL 分類番号: I

[†] 本稿の作成に当たっては、河野太郎規制改革・行政改革担当大臣、鈴木亘教授（学習院大学）、小野太一教授（政策研究大学大学院）、黒田有志弥氏（国立社会保障・人口問題研究所）、笹沼昂史氏（那須塩原市役所）、西島文香准教授（高知大学）、吉中孝氏（内閣府）から有益なコメントを頂いた。また、那須塩原市役所と阿南哲也氏、安田賢司氏をはじめとするチームメンバーから各種給付の所得制限に関する調査協力を得た。ここに記して感謝したい。ただし、本稿で示されている意見およびあり得べき誤りはすべて筆者らに属し、内閣官房及び内閣府あるいは規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの公式見解を示すものではない。

1. はじめに

一般政府(国、地方、社会保障基金)が家計向けに給付する支出は、国民経済計算(SNA)ベースでみると、社会給付だけで、2019年度に年金や生活保護等の現金給付が68.6兆円、医療や介護等の現物給付が49.9兆円に上る¹。一般政府による社会給付は118.5兆円、対GDPで21.2%と、年金と医療を中心に政府から家計向けに大きな額が給付されている。この他に、社会給付に含まれない一部の教育関連の給付もある²。

ここで、SNAにおける社会給付の定義は、「病気、失業、退職、住宅、教育あるいは経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、家計に対して支払われる経常移転」である。すなわち、社会給付には、介護予防事業や生活指導などの対人サービスは含まれず、現金給付と現物給付からなる金銭給付が計上される³。

社会給付は、社会手当、社会保険、公的扶助から成り、その給付の範囲も、「子育て」から「教育」、「住宅」、「就労」、「生活保護」、「医療」、「介護」、「年金」、「母子家庭」、「障害者」の分野まで様々である⁴。例えば、「子育て」における給付の主要な政策である児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当は、税金によって賄われる社会手当である。また、「年金」における国民年金は、保険リスクに対し、あらかじめ一定の拠出を行い、必要な時に必要な給付を受ける社会保険である。なお、高等学校等就学支援金などの「教育」における一部の給付は、SNAでは社会給付に分類されないが、給付によって経済状況を平等にすることや養育費を補助することを目的とすることから、以下では高等学校等就学支援金などの「教育」における一部の給付も社会給付に分類し、税金によって賄われる社会手当として扱う。

これら社会給付には、所得制限が社会手当と公的扶助を中心に必要に応じて設定されている。代表的な社会手当である児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を例にすると、中学生以下の子供を扶養する世帯に給付される児童手当においては、世帯主の年収が約960万円迄は月1万円(全額給付)、それ以上の収入の場合には月5千円が給付され

¹ SNAでは、現金給付は国民が窓口で全額を支払った後、一部の給付<返還・償還>を受ける制度。現物給付は国民が窓口で一部を負担し、政府等が残りを給付する制度。

² SNAにおいては、小中学校の就学援助は社会給付に含まれるが、高等学校等就学支援金は授業料の減額と認識されるため、公立学校が一般政府の部門別勘定(GFS)「財貨サービスの販売」、私立学校が同「他に分類されない移転」に計上される。

³ 社会保障の文献によっては、対人サービスを現物給付と称する場合もある。詳細は、中山・加美(2014)を参照。

⁴ SNAは社会給付を、①社会保険と児童手当からなる「社会保障給付」と、②児童手当以外の社会手当と公的扶助からなる「社会扶助給付」の二つに分類している。ただし、社会保障の文献によっては、社会扶助を、生活保護である「公的扶助」とある一定の要件に該当する人々に現金を供給する「社会手当」、児童福祉、障害者福祉、老人福祉等の各種「社会サービス」の3つに分けるものもある。詳細は、中山・加美(2014)を参照。また、椋野・田中(2011)は社会扶助を「生活保護(公的扶助)」と「社会福祉制度」の2つに分けている。

る(一部給付)。2021 年通常国会で、2022 年 10 月支給分から、世帯主の収入が約 1,200 万円以上の場合に、給付されなくなる(給付停止)が決定された⁵。

次に、母子世帯に給付される児童扶養手当においては、①世帯主の年収が約 216 万円迄の場合に年間 51 万 7,920 円が給付され(全額給付)、②世帯主の年収が約 216~413 万円の場合には、給付額が年間 12 万 2,160 円迄、段階的に減額され(一部給付)、③年収が約 413 万円以上の場合に給付されない(給付停止)。

最後に、障害児を扶養する世帯に給付される特別児童扶養手当は、世帯主の年収が約 771 万円迄の場合に、障害の程度によって 1 級は年間 63 万円、2 級は年間 41 万 9,640 円が給付される(全額給付)⁶。年収が約 771 万円以上の場合に給付されない(給付停止)。

このように、社会給付は、所得制限の限度額に応じて「全額給付」、「一部給付」、「給付停止」に設定される⁷。

ここで、所得制限の限度額が「各種給付によって区々で分かりにくい」との指摘があろう。加えて、各種給付の所得制限に学術的な体系はあるのか、各種給付における所得制限の限度額はどのような水準になっているのか、所得制限における限度額の根拠は何か、所得制限の限度額に課題はないのか、などの疑問が生じる。

1-1. 先行研究と問題意識

しかし、各種給付の所得制限を、特に所得制限の限度額や限度額の根拠を、政策に役立つ形で整理し、分析した先行研究はほぼない。

西島(2005)が、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当における所得制限について、沿革や概要を制度横断的に整理している。加えて、公的年金制度、医療保険・老人保健制度における所得制限も概観している。ただし、社会給付における所得制限の基準や限度額の妥当性については、今後の課題としている。

また、駒村(2016)は、1985 年以降、約 30 年間の所得保障制度の動向を、各制度の給付を規定する制度パラメーター(①給付額の設計、②受給権者、受給資格、③資力調査・制限の有無、④受給時期・期間、⑤改定方式、スライド率、地域差学)に着目して社会保障制度を横断的に展望している。ただし、所得制限については、老齢厚生年金、障害基礎年金(20 歳前障害)、遺族厚生年金、児童手当、児童扶養手当、特別障害給付年金における所得制限の限度額を紹介している程度である。

⁵ 厚生労働省は本措置によって「財政効果額は 370 億円が削減される一方、61 万人の子供に影響が及ぶ」としている。詳細は、厚生労働省 HP を参照。

⁶ 国民年金・厚生年金における障害認定基準では、1 級が「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」、2 級が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とされている。

⁷ 各種給付においては、所得に応じて給付額を設定するものがある一方、所得に応じて自己負担額を設定し、自己負担額を上回る額を政府が給付するものもある。この自己負担額を設定するものについて、本稿では、①所得に応じた自己負担額が無いまたは最小の場合に、給付額が最大になるため「全額給付」、②一部自己負担となる場合に、給付額が一部になるため「一部給付」、③全額自己負担となる場合に、給付が無くなるため「給付停止」と表現している。

黒田(2016)は、児童手当と児童扶養手当の所得制限を分析している。児童手当の所得制限が無い(給付停止が無い)一方、児童扶養手当は所得制限が有る(給付停止が有る)ことから、「児童手当は児童の養育にかかる費用の援助、児童扶養手当はひとり親世帯で児童を養育するための所得がない者に対する所得補償という性格が強い」としている。

このように先行研究は幾つかの代表的な社会手当の所得制限の分析に偏っている。先行研究がほぼない中であって、各種給付の所得制限に学術的な体系はあるのか、各種給付における所得制限の限度額はどのような水準になっているのか、所得制限における限度額の根拠は何か、所得制限の限度額に課題はないのか、などの疑問に、答えることを本稿の目的とする。社会給付における所得制限の実態を明らかにしたい。特に、所得制限における限度額の根拠については、平均世帯年収や世帯年収の上位数十%、世帯年収の下位数十%などの経済的な考え方を示したい。

本稿は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金)による社会給付(高等学校等就学支援金などの「教育」における給付を含む)における33の制度について、所得制限を網羅的かつ横断的に整理し、課題を明らかにする。(別紙)は33の給付制度における所得制限の限度額を示す。特に(別紙)は学会だけでなく、行政や一般社会においても稀有であり、貴重な成果と考える。加えて、先行研究に倣って、33の給付制度を、普遍的制度・選別的制度、拠出制・無拠出制に分類することを試みた上で、所得制限の限度額を考察している点が、本稿の学術的な貢献と考える⁸。

1-2.本稿の分析方針と構成

本稿は、各種給付の所得制限を以下のような方針に基づき分析する。

- (1) 各種給付の所得制限を網羅的に示すため、制度の説明は最小限にし、先行研究で議論される「普遍的制度・選別的制度」、「拠出制・無拠出制」の分類を示す。
- (2) 所得に応じて、一部の給付を制限する場合も、全ての給付を制限する場合も、両方とも「所得制限」と称する。
- (3) 「所得制限が無い」とした場合には、「全額給付」または「一部給付」が必ず有ることを示す(所得によらず受給権がある)。一方、「所得制限が有る」とした場合には、所得によって「給付停止」が必ず有ることを示す(所得によって受給権がない)。
- (4) 所得制限の整理において、一般世帯、母子世帯、障害者世帯では、経済環境、適用される制度なども異なることから、世帯に分けて議論する。
- (5) 所得制限の限度額については、行政における一般的なモデル世帯(一般世帯)である「親二人(専業主婦である配偶者)と子二人(中学生以下)」を前提にして算出する。母子世帯については、「母親と子二人(中学生以下)」の世帯を前提にして算出する。障害者世帯については、「親二人(専業主婦である配偶者)と子二人(中学生以下と

⁸ 各種給付の制度を比較研究する際のアプローチとして、給付額、年齢制限、所得制限の有無、運営主体、費用負担、給付対象等を分析する方法も考えられる。また、そもそも、各種給付は、制度としての目的や立法過程が異なることから、制度間で比較する意義があるのか、との批判があらうことも理解している。

中学生以下の障害者)」の世帯を前提にして算出する。

- (6) 多くの所得制限は、その限度額を控除後所得ベースで示すことから、厳密な分析では控除後所得ベースで議論すべきであろう。しかし、本稿では、①就学援助や住居確保給付金等の給付が収入ベースであるため、平仄を取ることに加えて、②控除後所得ベースは国民に馴染がなく、イメージが持ちにくいことなどから、所得制限の限度額を収入ベースに換算して分析する⁹。
- (7) 各種給付を横断的にみるため、所得制限の限度額は、基本的に国が示すもので示し、算出条件に級地が求められる場合は1級地を前提として算出した¹⁰。住民税非課税世帯については、東京都区部等の1級地を前提とし、一般世帯と障害者世帯を年収約256万円、母子世帯を年収約204万円としている¹¹。給付額と自己負担額も、基本的に国が示すもので示しているが、一部制度は地方公共団体の制度であることから、那須塩原市の額で示している。
- (8) 各種給付における併給調整は考慮しない。
- (9) 各種給付の所得制限における限度額の根拠は、厚生労働省等のHPや各種文献、厚生労働省へのヒアリングにより作成する。
- (10) SNAを踏まえて、金銭給付のみを対象とし、介護予防事業や生活指導などの対人サービスを本稿では対象としない。加えて、国民年金保険料免除制度や国民年金保険料納付猶予制度、国民健康保険料減免制度等は、所得に応じて減免の度合いなどが変化するが、給付ではなく、保険料徴収の議論であることから本稿では対象としない。更に、所得税や住民税等の税額控除についても、所得に応じて控除額は変化するが、給付ではなく、税の徴収の議論であることから本稿では対象としない。

最後に、本稿の構成は以下である。2章において、社会給付における所得制限の考え方を簡単に整理する。2章で整理した考え方を基に、3章で一般世帯向けの各種給付、4章で母子世帯向けの各種給付、5章で障害者世帯向けの各種給付について、学術的な体系や各種給付における所得制限の限度額、限度額の根拠などを各々整理する。6章において、各種給付における所得制限の課題を示す。7章は結論である。

2. 社会給付における所得制限の考え方

西島(2005)や駒村(2016)、黒田(2016)等の先行研究では、各種給付の所得制限を普

⁹ 住居確保給付金や職業訓練受講給付金などの短期的な困窮に対応する政策は収入ベースで示される傾向がある。

¹⁰ 地方公共団体の制度である障害者日常生活用具のみ、那須塩原市の制度を参考に、算出条件に1級地を前提として算出している。

¹¹ 住民税非課税世帯は、全員が住民税非課税である世帯。なお、住民税非課税世帯となる年収は、生活保護法に定める級地制度（物価、生活水準の差を反映）によって決定され、地域によって異なる。

遍的(universal)制度と選別的(selective)制度に区別して議論し、更に、各種給付の中で拋出制と無拋出制も区別して議論している。本稿においても、先行研究に従って、社会給付における所得制限の考え方を、普遍的制度・選別的制度、拋出制・無拋出制の区別に基づいて簡単に整理する¹²。

2-1. 普遍主義(universalism)と選別主義(selectivism)

社会給付の概念として、普遍主義(universalism)と選別主義(selectivism)がある。普遍主義は受給の資格要件をなるべく広げていこうという考え方であるのに対し、選別主義は受給の資格要件をなるべく限定していこうという考え方である。

その区別には、資力調査の有無を用いるのが一般的であることから、資力調査のある公的扶助が選別主義になる¹³。すなわち、生活保護が選別主義の代表である。加えて、住居確保給付金や職業訓練支援交付金、大学無償化、居住費・食費における介護保険負担限度額認定(介護保険法 51 条の 3)も、ストックに着目して預貯金等の資産を確認するため、選別主義になる。

我が国において選別主義となる制度がこれら 5 つであることは自明である上に、本稿が資力調査ではなく、所得制限を議論の対象としていることから、普遍主義・選別主義の議論を割愛する¹⁴。

2-2. 普遍的(universal)制度と選別的(selective)制度

普遍主義と選別主義は資力調査の有無によって厳格な受給資格要件となる一方、普遍的(universal)制度と選別的(selective)制度は相対的に緩い受給資格要件になる。所得や資産の有無・多寡によって社会給付を制限することを選別的制度、そうでない社会給付を普遍的制度と定義する¹⁵。緩い所得要件により少数の高所得者に対し給付を制限するものは、選別的制度であっても普遍的制度に近くなる。

こうした考え方にに基づき、本稿では、普遍的制度は、収入と無関係に給付する制度であ

¹² 本章は、武川・大山(1991)や堀(2004)、堀(2009)などを参考に整理した。

¹³ 堀(2009)は『『普遍主義(universalism)』と対比される『選別主義(selectivism)』は、所得や資産の有無・多寡によって社会保障の給付を行うか否かを決定するミーンズ・テストのある仕組みを指すものとして、歴史的に形成されてきた概念なのである。普遍主義・選別主義を区別する基準としてミーンズ・テストの有無を用いるのが一般的」としている。武川・大山

(1991)も同様に「イギリスにおいて普遍主義と選別主義の選択をめぐる政策論議が展開されるときには、資力調査の是非が中心的な論点」と記述している。

¹⁴ 武川(2016)は、普遍主義と選別主義について以下のように纏めている。①選別主義の方が普遍主義より効率的である。②選別主義の方が普遍主義よりも公正な方法である。③選別主義にはスティグマ(負の烙印、恥辱感)が伴う。④選別主義は言われるほど効率的でなく政策目的に対して効果的でもない。⑤選別主義は「貧困の罠」や「失業の罠」を生む。⑥選別主義はサービスの質の低下を招きがちである。⑦選別主義は二流の市民を生む。⑧人口の数パーセントの高所得層を適用除外とするための所得制限は強い意味での普遍主義。低所得者を選別するための所得制限は普遍主義に遠い。

¹⁵ 詳細は、堀(2004)を参照。

り、所得制限が無い(給付停止が無い)とする¹⁶。

社会保険は、疾病や障害、失業、老齢などの保険リスクに対し、あらかじめ一定の拠出を行い、必要な時に必要な給付を受ける仕組みである。社会保険においては、保険料を払ってさえいれば、所得に関わりなく給付されることから、普遍的と言える。

一方、選別的制度は、収入が一定水準以下の場合に限って給付する制度であり、所得制限が有る(給付停止が有る)とする。

社会手当は、法の定める所定の給付事由を満たす場合に公費を財源として金銭給付を行う仕組みである。社会保険と異なり事前の拠出を前提としないことから、財源が限られ、所得に応じて給付されるため、選別的と言える。

公的扶助も、救貧・防貧という制度の目的があることから、資力調査(ミーンズ・テスト)を行っており、選別的制度になる。生活保護は、その世帯で利用できる資産、働く能力、年金・手当・給付金など他の制度による給付、親子間などの扶養・援助などあらゆるものを活用しても、なお生活できないときに行われる。そのため、支給に当たってはその人が本当に活用できるお金などの所得や資産がないか資力調査することになっている。

2-3. 拠出制と無拠出制

拠出制は、被保険者等の拠出による保険料を主な財源とし、一定の被保険者期間に保険料を拠出したことを条件に給付を認める方式をいう。医療保険や年金保険などの社会保険が拠出制の代表である。介護保険の一部制度(居住費・食費における介護保険負担限度額認定)の例外を除き、拠出条件を満たせば、所得制限や資力調査なしに、権利として給付を受けることができる。

一方、無拠出制は、国や地方自治体の一般財源によって財源を賄う方式である。「子育て」や「教育」等における社会手当は、無拠出制の代表である。

拠出制は、政治や景気に左右されない安定的な特定財源を確保できる一方、無拠出制は、政治や景気に左右されて財源が決定されることから、給付を限定する必要があり、所得制限が設定される。ただし、「生活保護」である公的扶助も無拠出制であるが、保護基準に従って給付しなければならない。

2-4. 社会給付における所得制限と各分野の考え方

社会給付における所得制限と、上記の普遍的制度・選別的制度、拠出制・無拠出制の関係を整理すれば、図表 1 のように示される¹⁷。すなわち、社会保険は普遍的制度であって、

¹⁶ 三浦(1995)は、「普遍主義的サービスというのは、…給付を行うのに当たって、原則として対象者(受給者)に特殊な資格あるいは条件を付与せずに行うサービスである。これに対して、選別主義的サービスというのは、対象者(受給者)を受給資格、条件によって何らかの形で制限して行うサービスである」としている。

¹⁷ 社会保障の文献によっては、社会扶助を「公的扶助」、ある一定の要件に該当する人々に現金を供給する「社会手当」と、児童福祉、障害者福祉、老人福祉等の各種「社会サービス」に分けるものもある。しかし、図表 1 では、SNA に倣い「社会サービス」を「社会手当」に含めている。

拋出制であることから、「所得制限が無い(給付停止が無い)」。他方、社会手当(含む社会サービス)と公的扶助は選別的制度であって、無拋出制であることから、「所得制限が有る(給付停止が有る)」と整理されよう。なお、社会手当と公的扶助との違いは、資力調査の有無である。

図表 1：社会給付における所得制限の考え方と各分野の関係

社会保険	社会扶助			
	社会手当(含む社会サービス)		公的扶助	
普遍的制度			選別的制度	
拋出制			無拋出制	
所得制限無			所得制限有	
医療 介護 年金			子育て 障害者 教育 住宅 就労 母子家庭	生活保護

しかしながら、駒村(2016)が指摘するように、「給付の性格についても、実際の各制度の所得制限等は多様であり、教科書的な社会保険給付や社会手当は少なく、社会保険、公的扶助と社会手当を完全に分類することは難しく、実際には中間的な性格のものも数多くある」。

「子育て」と「障害者」における社会手当は、経済的困難がなくても、対象者の個々の事情に応じて必要なサービスが実際に提供されるようにすることが求められるため、原則として所得制限や資力調査が行われない。また、利用者には利用する保育所などやサービスを選択する一定の自由度があるところなどが、社会保険に似ている¹⁸。

すなわち、「子育て」と「障害者」における社会手当は、無拋出制であるが普遍的制度に近いことから、所得制限が設定され難い。例えば、0~2歳の保育に係る費用を給付する保育料や、在宅の重度障害者(難病等患者を含む)に日常生活をし易くするための日常生活用具を給付する障害者日常生活用具などは、所得制限が無い。

「住宅」や「就労」、「母子家庭」における社会手当は、救貧・防貧を目的とした公的扶助のように、低所得者対策の性格が強いと考えられる。そのため、所得制限の考え方も生活保護の所得制限の考え方に近くなろう。例えば、「住宅」における住居確保給付金は、離職等による住居喪失を防ぐため家賃を支給する制度であり、生活保護の住宅扶助の考え方に近く、資力調査が行われる。「就労」における職業訓練受講交付金は、雇用保険を受給できない求職者を対象に職業訓練期間中の生活を支援する制度であり、資力調査も行われ、失業保険と生活保護の中間に位置すると考えられる。

このように、社会給付の各分野における所得制限の考え方を整理したが、各分野の中に

¹⁸ 詳細は、厚生労働省(2012)を参照。

も、一つ一つの制度を見れば、異なる性質のものがある。例えば、「年金」のような社会保険は所得制限が無いと整理できるが、若年者にも給付する障害基礎年金や遺族基礎年金の場合、受給者が一定の被保険者期間を問われない(無拠出である)かわりに、所得制限がかかる。

こうしたことから、社会給付における所得制限は、社会手当や社会保険、公的扶助における各分野の考え方を整理するだけでなく、個々の給付制度について、普遍的制度・選別的制度、拠出制・無拠出制を議論しなければならないと考えられる。

2-5. 所得制限の限度額の考え方

所得制限は、所得に着目して給付を制限する仕組みである。

所得制限と受給権の関係は一樣ではない。一定の所得を限度額にして、受給権そのものを発生させないものもある(給付停止)。加えて、受給権を発生させつつ、その給付額が所得に応じて変動するものもある(全額給付と一部給付)。更に、その給付額の変動が複数の限度額の設定によるものもある(一部給付における複数段階制)。

前節までの整理を踏まえれば、所得制限における限度額と、限度額の根拠は、社会手当、社会保険、公的扶助によって、社会給付の分野(「子育て」、「教育」、「医療」等)によっても異なると考えられる。加えて、個々の給付制度によっても、所得制限における限度額は異なると考えられる。

すなわち、「子育て」や「障害者」等における社会手当のような普遍的制度に近いものにおいては、給付対象を広くするために所得制限の限度額は高くなると考えられる。一方、「母子家庭」等における社会手当や「生活保護」における公的扶助のような低所得者対策の目的がある制度においては、給付対象を絞るために所得制限の限度額は低くなると考えられる¹⁹。

このような考え方に基づいて、所得制限の限度額、限度額の根拠は決定されていると考えられる。

普遍的制度・選別的制度、拠出制・無拠出制と所得制限の限度額の関係は図表2のように整理できよう。

拠出制は普遍的制度で「所得制限が無い」が基本となるが、所得制限が有って選別的制度であっても、普遍的制度に近い制度は、所得制限の限度額が高くなり、低所得者対策の目的が強い制度は、所得制限の限度額が低くなる。加えて、所得制限の限度額が高い制度が相対的に多くなると考えられる。

他方、無拠出制は選別的制度で「所得制限が有る」が基本となるが、その中であって、普遍的制度に近い制度は、所得制限の限度額が高くなり、選別的制度の中でも低所得者対策の目的が強い制度は、所得制限の限度額が低くなる。加えて、所得制限の限度額が低い

¹⁹ この点、黒田(2016)は「所得要件は一般的には当該給付が低所得者に必要が高く、低所得者に限定して給付した方が効果がある場合に設定される。したがって、所得要件を課した場合は、低所得者対策としての意味を有する」とし、所得制限の限度額は低所得者対策に重きが置かれて決定されていると分析した。

制度が相対的に多くなると考えられる。

図表 2：普遍的制度・選別的制度、拋出制・無拋出制と所得制限の限度額

	普遍的制度	選別的制度	
		普遍的制度に近い	低所得者対策
拋出制	所得制限無し	所得制限限度額：高中位	所得制限限度額：低位
無拋出制	所得制限無し	所得制限限度額：高位	所得制限限度額：中低位

2-6. 所得制限に関わる他の論点

なお、所得制限の設定単位は個人単位（個人所得等）と世帯単位（世帯で合算した総所得等）に区別できる。専業主婦が大多数を占めていた時代には、所得制限の設定単位が個人単位であっても良いが、共働きが普通になりつつあることを踏まえれば、所得制限の設定単位は世帯単位に移行していくことが考えられる。実際に、2009 年創設の職業訓練給付金や 2010 年創設の高等学校等就学支援金、2015 年創設の住居確保給付金など比較的新しい給付が世帯単位であることを踏まえれば、所得制限の設定単位は各種給付が成立した時期の問題であることが考えられる²⁰。

また、各種給付が応能負担（各自の所得に応じて対価の支払いや保険料納付を行うこと）と応益負担（各自の所得に関係なく、医療・介護サービスなどの受けたサービス内容に応じて対価を支払うこと）のどちらの考え方によるかでも、所得制限の考え方は異なろう。我が国の社会保障制度は、戦後の措置制度（福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し、また、そのサービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限としての措置により提供する制度）から、財政支出拡大を抑えるための社会福祉基礎構造改革を受けて、契約制度（利用者が福祉サービスの提供者＜事業者＞との契約に基づいてサービスを利用する制度）にシフトしている。措置制度は応能負担である一方、契約制度は応益負担を基本としている²¹。例えば、保育所は、施設が空いていれば利用者が選択できるが、施設に空きがなければ自治体が空いている施設を「措置」するため、措置制度と言える。そのため、保育料は所得階層に応じて決定されており、応能負担である。

更に、拋出制・無拋出制においても、各種給付の財源負担によって、所得制限の限度額の考え方に影響を受けることも考えられる。例えば、拋出制である国民年金においても、財源の半分は保険料であるが、半分は政府が負担している（国 43%、都道府県 7%）。無拋出

²⁰ 児童手当の所得制限が個人単位であることについて、実務解説は「本制度が広く一般家庭を対象としているものであり、児童と一定の生計関係にある養育者本人が最多収入者であることが通常と考えられるため、その所得のみを審査すれば足りると考えられたためである」としている。詳細は原田（2018）を参照。

²¹ 詳細は、中山・加美（2014）や椋野・田中（2011）を参照。

制である児童手当は3才未満児を養育する被用者(従業員)分について、7割が事業主(企業)負担である。

こうした論点も踏まえて各種給付の所得制限を分析することも考えられるが、分析のための論点の組み合わせは複雑化しよう。本稿の目的が各種給付を網羅的かつ横断的に整理することにあることから、この点は今後の課題としたい。

3. 一般世帯における各種給付の所得制限

2章でまとめた、普遍的制度・選別的制度、拋出制・無拋出制の考え方を踏まえて、3～5章で各種給付を分類しながら、所得制限の限度額と、限度額の根拠を網羅的かつ横断的に分析する。

本章は、行政における一般的なモデル世帯(一般世帯)を対象とした各種給付を対象とする。一般世帯は、親二人(専業主婦である配偶者)と子二人(中学生以下)で構成されている。

(別紙)で一般世帯の各種給付を概観すれば、まず、2章で整理した考え方の通り、「医療」や「介護」の社会保険と、「子育て」の社会手当において、所得制限が無いものが多い。次に、全額給付となる所得制限の限度額は、住民税非課税世帯となる年収約256万円になっている。更に、一部給付となる所得制限の限度額は、世帯収入の平均(中央値約437万円、平均値約552万円)に近い、年収400～600万円になっている。最後に、一部給付となる所得制限の限度額が年収800～1,100万円と世帯収入の20%以上となる高いものもある。

以下、社会給付の分野毎に所得制限の限度額とその根拠を分析する。

3-1.「子育て」における所得制限

「子育て」における社会手当は、経済的困難がなくても、対象者の個々の事情に応じて必要なサービスが実際に提供されるようにすることが求められるため、普遍的制度かつ無拋出制である。そのため、「所得制限は無い」との考え方が基本になる。

図表3：一般世帯「子育て」における所得制限の限度額と根拠

制度名	普遍的制度・選別的制度	拋出制・無拋出制	設定単位	所得制限:限度額年収ベース(万円)				
				全額給付		一部給付		給付停止 所得制限有無
				限度額	限度額根拠	限度額	限度額根拠	
児童手当(2022年6月支給分迄)	普遍的	無拋出制	個人単位	960	子供扶養世帯の上位10%	—	—	無
児童手当(2022年10月支給分以降)	選別的	無拋出制	個人単位	960	子供扶養世帯の上位10%	1,200	配偶者特別控除1,195万円等を参照し総合的に設定	所得制限有
保育料	普遍的	無拋出制	世帯単位	256	住民税非課税世帯	—	—	無
病児・病児保育料	普遍的	無拋出制	個人単位	256	住民税非課税世帯	—	—	無
副食費免除	選別的	無拋出制	世帯単位	360	—	—	—	所得制限有
助産施設入所費用	選別的	無拋出制	世帯単位	256	住民税非課税世帯	2,633	児童福祉法に基づく	所得制限有

図表 3 を見ると、まず、保育料(0～2 歳の保育に係る費用を給付)と病児・病後児保育料(子供が病気の際に、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合に、保育所等に一時的に預ける費用を給付<病児保育事業>)は、普遍的制度かつ無拠出制であることから、全額給付の限度額が住民非課税世帯である年収約 256 万円であるものの、全世帯が全額給付または一部給付されるものであって、所得制限は無い(給付停止が無い)。なお、保育料の所得制限の根拠において、一部給付となる限度額が段階的に決定されている(複数段階制)ものの、根拠ははっきりしない²²。

次に、児童手当は、2010 年に「こども手当」となって全額給付であった後に、2012 年以降、年収約 960 万円以上が特例給付という形で一部給付になっている(所得制限は無い)²³。この点で、普遍的制度である他の制度との平仄は取れていた、と言える²⁴。

なお、2021 年通常国会において年収約 1,200 万円以上で所得制限が生じることが決定され、2022 年 10 月支給分から、選別的制度になる。年収約 1,200 万円は高収入(個人年収の上位 2.5%)であることから、「子育て」における所得制限の基本的な考え方が普遍的制度であることを踏まえている、と言えよう²⁵。ただし、年収約 960 万円の根拠が「子供扶養世帯の上位 10%」として明確である一方、年収約 1,200 万円の根拠は「配偶者特別控除の年収約 1,195 万円等を参照し総合的に設定」とされている。ここで、配偶者特別控除となる年収約 1,195 万円の根拠は見出せなかった²⁶。

他方、「子育て」の中にも低所得者対策の目的を持つものもある。副食費免除(給食費のうちおかずやおやつの費用を給付)は、3 歳以上の保育料無償化(2019 年 10 月)に伴って、保育料に含まれていた副食費(約 4,000 円程度)が徴収されることになったため、創設さ

²² 厚生労働省(2012)は、「利用者負担額は、『保育料』として市区町村が決めているが、医療保険のような、実際にかかっている費用の一定割合を負担する仕組み(応益負担)ではなく、子供の年齢と各家庭の所得などにより、負担能力に応じて負担する仕組み(応能負担)となっている」としている。

²³ 児童手当における全額給付の限度額である年収約 960 万円は、2011 年に民主党、自民党、公明党の 3 党合意に基づいて決定された。

²⁴ 児童手当(2022 年 6 月支給分迄)は、全額給付となる年収約 960 万円迄を本則給付、一部給付となる年収約 960 万円以上を特例給付としている。特例給付を「所得が限度額以上の養育者については、当分の間の措置として給付される」(児童手当法付則第 2 条)としていることから、「当分の間の措置」であることを踏まえて児童手当を本則給付のみと見做すこともできよう。その場合は、所得制限があるという意味で、児童手当は選別的制度と位置付けている。

²⁵ 原田(2018)は、児童手当法の目的について「①養育者への子育ての支援をする観点が進導される一方で、②社会全体としての子育てを支援する観点が導き出される」としている。その上で、「児童手当は、生活負担(支出保障)を要保障事由とすると解される。児童扶養による支出の過重な家計負担は、放置すれば、家族の貧困につながることに着目し、児童扶養を経済的に支援し、生活負担を軽減することで、未然に貧困を予防するための給付である。理論的には、所得制限はなじまない。ただし、児童扶養に要する費用の支出は、世帯収入や生活程度、家庭環境等により異なり、社会が軽減しなければならない生活負担の程度は一律ではない点に着目すれば、児童の養育に伴う家計の経済負担の社会的な分担の程度が所得に応じて異なるとする所得制限もあながち不合理とまではいえない」とした。

²⁶ 配偶者特別控除は 1987 年に所得 800 万円以上で設立され、消費税導入やパート問題への配慮から 1988 年に所得 1,000 万円以上に引き上げられた。

れた制度である。その所得制限の限度額は保育料無償化による負担軽減策の恩恵が少ない所得層への配慮の下で決定された。ただし、所得制限における給付停止となる限度額である年収約 360 万円の根拠ははっきりしない。なお、3 歳以上の保育料無償化より以前の所得制限の限度額と自己負担額は、住民税非課税世帯(年収約 256 万円)が 6,000 円、年収約 330 万円迄が 1 万 6,500 円、年収約 470 万円迄が 2 万 7,000 円であった。

助産施設入所費用は、経済的な理由で病院や助産施設に入所できない妊産婦に給付する制度である。健康保険に未加入のため出産育児一時金(約 42 万円)を支給されない場合や、入院費用等を出産育児一時金で賄えない場合に、給付することが想定される。そのため、低所得者対策の目的もあって、全額給付となる住民税非課税世帯(年収約 256 万円)が自己負担額 2,200 円と低い一方、給付停止となる一部給付の限度額である年収約 2,633 万円は自己負担額が 191,200 円と高くなっている²⁷。ただし、給付停止となる一部給付の限度額である年収約 2,633 万円の根拠は、児童福祉法に基づくとしているが、児童福祉法における根拠は見出せなかった²⁸。

3-2.「教育」における所得制限

「教育」における社会手当は、「義務教育における経済的事由により就学の機会が妨げられることのないよう、児童生徒の教育の機会均等を確保し、義務教育の円滑な実施に資すること」(学校教育法 19 条)を踏まえ、低所得者対策の目的を考慮し、選別的制度かつ無拠出制になっていると考えられる。そのため、「所得制限が有る」との考え方が基本になる。

図表 4：一般世帯「教育」における所得制限の限度額と根拠

制度名	普遍的制度・選別的制度	拠出制・無拠出制	設定単位	所得制限:限度額年収ベース(万円)				
				全額給付		一部給付		給付停止 所得制限有無
				限度額	限度額根拠	限度額	限度額根拠	
就学援助	選別的	無拠出制	世帯単位	442	準要保護基準 (生活保護基準340万円×1.3)	—	—	所得制限有
高等学校等就学支援金(公立高校)	選別的	無拠出制	世帯単位	910	高校生扶養世帯の上位20%	—	—	所得制限有
高等学校等就学支援金(私立高校)	選別的	無拠出制	世帯単位	590	高校生扶養世帯の中央値	910	高校生扶養世帯の上位20%	所得制限有
高等教育の修学支援新制度(大学無償化)	選別的	無拠出制	世帯単位	270	住民税所得割非課税世帯	380	全学生の2割程度が対象となるよう設定	所得制限有

経済的な理由で小中学校への就学が困難な家庭に費用の一部を給付する就学援助は、所得制限の根拠について、準要保護基準(生活保護基準約 340 万円×1.3 倍)の年収約 442 万円としている²⁹。ただし、準要保護基準における 1.3 倍の根拠ははっきりしない。一部地方公共団体では 1.2 倍としているところもある。

高等学校は義務教育ではないが、進学率が 98%に及び義務教育化していることを受けて、「学校等の教育に係る費用について、社会全体で負担していくことが要請されている」と

²⁷ 応能負担になっている。

²⁸ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(通知、2021 年 3 月 10 日)で世帯の階層区分(市町村民税所得割額で表示)が示されているのみである。

²⁹ 所得制限における限度額は地方公共団体が決定している。

して高等学校等就学支援金が 2010 年に創設された(当時は高校無償化と呼称)。この点、2014 年に所得制限が設けられたものの、高等学校等就学支援金は普遍的制度に近いと解することができるため、所得制限における給付停止となる限度額は高くなる。公立高校においては、給付停止となる全額給付(11 万 8,800 円)の限度額である年収約 910 万円は、高校生のいる世帯の 80%をカバーするように高く設定されている。また、私立高校においても、全額給付(39 万 6,000 円)の限度額である年収約 590 万円は高校生のいる世帯の中央値、給付停止となる一部給付(11 万 8,800 円)の限度額である年収約 910 万円は高校生のいる世帯の 80%をカバーするように設定されている。私立高校の学費が相対的に高いため、多くの世帯を対象に公立高校の約 3 倍の給付によって支援している。

高等教育の修学支援新制度(大学無償化<2020 年 4 月>)は、高等学校教育と異なっており、義務教育化していないことから、進学率の低い低所得者層を対象としており、低所得者対策の性格が強いと考えられる。預貯金等の資力調査もある³⁰。全額給付の限度額は住民税所得割非課税世帯となる年収約 270 万円であり、給付停止となる一部給付の限度額は年収約 380 万円と世帯収入の平均よりも低い³¹。給付停止となる限度額の年収約 380 万円は、全学生の 2 割程度が対象となるように設定されている。

3-3.「住宅」、「就労」、「生活保護」における所得制限

「住宅」や「就労」における社会手当は、救貧・防貧を目的とした公的扶助のように、低所得者対策の性格が強いと考えられる。そのため、所得制限の考え方も生活保護の所得制限の考え方に近くなる。「所得制限が有る」との考え方が基本になる。

図表 5：一般世帯「住宅」、「就労」、「生活保護」における所得制限の限度額と根拠

制度名	普遍的制度・選別的制度	拋出制・無拋出制	設定単位	所得制限:限度額年収ベース(万円)					
				全額給付		一部給付		給付停止	所得制限有無
				限度額	限度額根拠	限度額	限度額根拠		
住宅	住居確保給付金	選別的	無拋出制	世帯単位	340	住民税非課税世帯年収に家賃を考慮	—	—	所得制限有
	すまい給付金	選別的	無拋出制	個人単位	450	住宅ローン減税による負担軽減策の恩恵が少ない所得層を救済	775	住宅ローン減税による負担軽減策の恩恵が少ない所得層を救済	所得制限有
就労	職業訓練受講給付金	選別的	無拋出制	世帯単位	300	(一般世帯標準生計費22万円+α)×12カ月	—	—	所得制限有
生活保護	生活保護	選別的	無拋出制	世帯単位	340	世帯下位10%の消費水準を考慮して設定	—	—	所得制限有

生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金は、離職等による住居喪失を防ぐため家賃を給付する制度であることから、失業対策や住宅扶助の考え方にに基づき低所得者対策の性格が強い³²。そのため、給付停止となる所得制限の限度額である年収約 340 万円は住民税非課税世帯年収に家賃を考慮して設定されている(実務的には、毎月の収入で都度判定している)。加えて、預貯金等の資力調査もある。

³⁰ 大学 2~4 年生は GPA 等が上位 2 分の 1 以上、などの学業成績等の要件もある。

³¹ 住民税の課税方法には、応益負担に基づく均等割と応能負担に基づく所得割の 2 種類がある。本稿で扱った大学無償化以外の各種給付では、住民税非課税世帯の年収約 256 万円は均等割の課税である。

³² 住居確保給付金は、原則 3 カ月まで給付。状況によって 9 カ月まで給付の延長が可能。

同様に、求職者支援制度の職業訓練受講給付金は、職業訓練期間中の生活を支援するための給付であることから、低所得者対策の性格が強い。そのため、給付停止となる所得制限の限度額である年収約 300 万円は、4 人世帯標準生計費 22 万円強×12 カ月で設定されている(実務的には、毎月の収入で都度判定している)。

生活保護は、所得制限における限度額の根拠を世帯下位 10%の消費水準を考慮して設定している(実務的には、3 カ月平均の収入等で都度判定している)。

他方、すまい給付金は、2014 年の消費税引き上げによる住宅購入時の負担緩和を目的とした給付であることから、その所得制限の限度額は住宅ローン減税による負担軽減策の恩恵が少ない所得層への配慮の下で決定された。上記給付制度と異なって、経済対策の目的がある。それ故、全額給付の限度額は年収約 450 万円、給付停止となる一部給付の限度額は年収約 775 万円と相対的に高くなっている。

3-4.「医療」、「介護」における所得制限

「医療」、「介護」については、社会保険制度の下での普遍的制度かつ拠出制の考え方から、「所得制限は無い」との考え方が基本になる。

図表 6：一般世帯「医療」、「介護」における所得制限の限度額と根拠

	制度名	普遍的制度・選別的制度	拠出制・無拠出制	設定単位	所得制限:限度額年収ベース(万円)				
					全額給付		一部給付		給付停止 所得制限 有無
					限度額	限度額根拠	限度額	限度額根拠	
医療	国民健康保険入院時食事療養費標準負担額減額認定(70歳未満)	普遍的	拠出制	個人単位	256	住民税非課税世帯	—	—	無
	国民健康保険入院時食事療養費標準負担額減額認定(70~74歳)	普遍的	拠出制	個人単位	80	国民年金満額相当(世帯主が国民年金受給者であることを想定)	—	—	無
	後期高齢者医療入院時食事療養費標準負担額減額認定(75歳以上)	普遍的	拠出制	個人単位	80	国民年金満額相当(世帯主が国民年金受給者であることを想定)	—	—	無
	国民健康保険自己負担限度額(高額療養費、70歳未満)	普遍的	拠出制	個人単位	256	住民税非課税世帯	—	—	無
	国民健康保険自己負担限度額(高額療養費、70~74歳)	普遍的	拠出制	個人単位	80	国民年金満額相当(世帯主が国民年金受給者であることを想定)	—	—	無
	後期高齢者医療自己負担限度額(高額療養費)	普遍的	拠出制	個人単位	80	国民年金満額相当(世帯主が国民年金受給者であることを想定)	—	—	無
	特定疾病療養受療証(人口透析が必要な慢性腎不全、70歳未満)	普遍的	拠出制	個人単位	836	世帯の上位20%	—	—	無
	不妊に悩む方への特定治療支援事業(2020年末迄)	選別的	無拠出制	世帯単位	953	妻25~44歳の世帯で希望者の9割が対象となるように設定	—	—	所得制限有
	不妊に悩む方への特定治療支援事業(2021年初以降)	普遍的	無拠出制	—	—	—	—	—	無
介護	高額介護サービス費	普遍的	拠出制	個人単位	80	国民年金満額相当(世帯主が国民年金受給者であることを想定)	—	—	無
	介護保険負担限度額認定(居住費・食費)	選別的	拠出制	個人単位	80	国民年金満額相当(世帯主が国民年金受給者であることを想定)	256	住民税非課税世帯	所得制限有

高額療養費制度は、医療費の 1 カ月自己負担限度額を超えた分を給付する制度で、保険リスクに対してあらかじめ一定の拠出を行い、必要な時に必要な給付を受ける仕組みである。国民健康保険自己負担限度額(高額療養費、70 歳未満)、国民健康保険自己負担限度額(高額療養費、70~74 歳)、後期高齢者医療自己負担限度額は、普遍的制度かつ拠出制であって、所得制限が無い。全額給付の限度額は、70 歳未満で住民税非課税世帯である年収約 256 万円に設定され、70 歳以上で国民年金受給者を想定して年収約 80 万円に設定されている(国民年金受給額約 6.5 万円×12 カ月)が、一部給付の限度額は複数段階性になっている。

特定疾病療養受療証(人口透析が必要な慢性腎不全、70 歳未満)は、厚労大臣指定の

特定疾病である慢性腎不全で人工透析の自己負担額を超えた分を給付する制度である。全額給付である所得制限の限度額は年収約 836 万円と高く設定された上で、一部給付の限度額はなく、所得制限は無い。

不妊に悩む方への特定治療支援事業は、特定不妊治療を受けた夫婦を対象に治療費の一部を助成する事業である。2020 年末以前は無拋出制であることから所得制限が有ったものの、2021 年初以降は所得制限が撤廃されている³³。これは、「出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用」を検討し、拋出制の普遍的制度へ移行する過渡期の措置として実施されていることによる³⁴。

入院時の食事代について自己負担額を限定する制度である入院時食事療養費標準負担額減額認定も、普遍的制度かつ拋出制であって、所得制限はない。高額医療制度と同様に、全額給付の限度額は、70 歳未満が住民税非課税世帯である年収約 256 万円に設定され、70~74 歳と 75 歳以上で国民年金受給者を想定して年収約 80 万円に設定されている(国民年金受給額約 6.5 万円×12 カ月)。

このように「医療」における社会保険は、所得制限が無い点で、制度としての平仄が取れている、と言えよう。

介護サービス費用の月額上限を超えた分について給付する高額介護サービス費は、普遍的制度かつ拋出制であって、所得制限は無い。

一方、低所得者に対して介護施設における居住費と食費の自己負担の上限が設定される介護保険負担額認定(居住費・食費)は、拋出制であるが、選別的制度であって、所得制限が有る。これは、在宅介護者が居住費・食費を自己負担していることから、施設介護においても自己負担すべきとの考え方による。低所得者対策であることから、給付停止となる所得制限の限度額は住民税非課税世帯となる年収約 256 万円である。預貯金等の資力調査もある。

4. 母子世帯における各種給付と所得制限

本章は、母子世帯を対象とした各種給付を分析する。母子世帯は、母親と子二人(中学生以下)で構成されることを想定する。

(別紙)で母子世帯の各種給付を概観すれば、①所得制限が有り、②給付停止となる所得制限の限度額は年収約 413 万円に設定されている。

³³ 2020 年末以前の給付停止となる所得制限の限度額は、親二人(専業主婦である配偶者)＋子一人(中学生以下)の場合、年収約 730 万円になる。

³⁴ 詳細は、厚生労働省 HP を参照。

図表 7：母子世帯における所得制限の限度額と根拠

	制度名	普遍的制度・選別的制度	拋出制・無拋出制	設定単位	所得制限：限度額年収ベース(万円)				
					全額給付		一部給付		給付停止 所得制限有無
					限度額	限度額根拠	限度額	限度額根拠	
子育て	児童扶養手当	選別的	無拋出制	個人単位	216	母子世帯主の中央値	413	女性正規労働者の平均	所得制限有
就労	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	選別的	無拋出制	個人単位	413	女性正規労働者の平均	—	—	所得制限有
	自立支援教育訓練給付金	選別的	無拋出制	個人単位	413	女性正規労働者の平均	—	—	所得制限有
	高等職業訓練促進給付金等事業	選別的	無拋出制	個人単位	216	母子世帯主の中央値	413	女性正規労働者の平均	所得制限有
年金	遺族基礎年金	選別的	拋出制	個人単位	850	厚生年金被保険者の上位10%	—	—	所得制限有
	寡婦年金	選別的	拋出制	個人単位	850	厚生年金被保険者の上位10%	—	—	所得制限有
他	母子生活支援施設入所費用	選別的	無拋出制	世帯単位	204	住民税非課税世帯	2,633	児童福祉法に基づく	所得制限有

児童扶養手当は、父母の離婚などで「父または母と生計を同じくしていない児童(18歳<高校生>まで)を育成する家庭の生活の安定と自立の促進のため」(児童扶養手当法1条)に給付する制度である。2010年改正前の児童扶養手当法が母子家庭を対象としていたように、女性の収入が相対的に低いことなどから、母子家庭の救貧・防貧を目的とした公的扶助のような低所得者対策の性格が強い³⁵。そのため、全額給付の限度額は年収約216万円と母子世帯主の年収の中央値に設定されている³⁶。給付停止となる一部給付の限度額も年収約413万円と女性正規労働者の平均年収で設定している。

母子世帯向けの社会給付では、児童扶養手当の所得制限の考え方を以下の三つの制度で用いている。高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を修了・合格した時に受講費用の一部が給付される事業)や自立支援教育訓練給付金(ひとり親家庭の親が指定の教育訓練講座を受講終了後、一部受講料が給付される事業)は、社会手当であり、選別的制度かつ無拋出制である。これら制度は、給付停止となる所得制限の限度額を年収約413万円と女性正規労働者の平均年収に設定している。高等職業訓練促進給付金等事業は、ひとり親家庭の親が看護師や介護福祉士等の資格取得のため専門学校等への通学期間(1年以上)中の生活の負担軽減のためなどに給付する制度である。そのため、低所得者対策の目的もあり、年間120万円と額の大い全額給付の限度額を年収約216万円に設定している。給付停止となる一部給付(年間84.6万円)の限度額は年収約413万円である。

遺族基礎年金は、国民年金保険または厚生年金保険の被保険者であった者が死亡した場合、その者によって生計を維持されていた遺族(子のある配偶者または子)が受け取ることができる年金である。加えて、寡婦年金は、国民年金の第1号被保険者(20~60歳未満の勤労者)として保険料を納めた期間が10年以上ある夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係にあり、その夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間に支給される年金である。これらは所得制限が有るものの、故人による社会保険料の一部納付を前提としていることから拋出制であるため、給付停止となる所得制限の限度額は年収約850万円と高く設定されている。限度額の根拠も厚生年金被保険者の

³⁵ 黒田(2016)は、「児童扶養手当は所得保障のニーズを前提とした制度」としている。

³⁶ 母子世帯である母親の多くが非正規労働者であることから、年収の中央値は低くなる。

上位 10%の年収とされている。ただし、この所得制限は、被保険者の死亡ときに、被保険者によって養われていた(生計を維持されていた)遺族かどうかを確認するためのものであり、給付開始後の年収は関係がない。

母子生活支援施設入所費用は、DV 等の様々なトラブルに見舞われた母子家庭が入所し、安定した生活を再スタートできるよう準備する施設費用を給付する³⁷。選別的制度かつ無拋出制であるが、母子の保護を目的として必要なサービスが実際に提供されるようにすることが求められるため、普遍的制度に近い。そのため、全額給付の限度額は一人親の住民税非課税世帯である年収約 204 万円であるものの、給付停止となる一部給付の限度額は年収約 2,633 万円と高く設定されている。ただし、限度額の根拠は「児童福祉法に基づく」としているが、児童福祉法において明らかでない。

5. 障害者世帯における各種給付と所得制限

本章は、障害者世帯を対象とした各種給付を分析する。障害者世帯は、親二人(専業主婦である配偶者)と子二人(中学生以下と中学生以下の障害者)で構成されることを想定する。

(別紙)で障害者世帯の各種給付を概観すれば、「所得制限が有る」ものの、給付停止となる所得制限の限度額は高く設定されている。2 章で整理した考え方の通り、障害者世帯を対象とした社会給付は、経済的困難がなくても、対象者の個々の事情に応じて必要なサービスが実際に提供されるようにすることが求められるため、普遍的制度に近い。

図表 8：障害者世帯における所得制限の限度額と根拠

制度名	普遍的制度・選別的制度	拋出制・無拋出制	設定単位	所得制限:限度額年収ベース(万円)					
				全額給付		一部給付		給付停止	
				限度額	限度額根拠	限度額	限度額根拠	所得制限有無	
子育て	特別児童扶養手当	選別的	無拋出制	個人単位	771	母子福祉年金に準拠	—	—	所得制限有
	障害児福祉手当	選別的	無拋出制	個人単位	901	老齢福祉年金に準拠	—	—	所得制限有
障害	特別障害者手当	選別的	無拋出制	個人単位	901	老齢福祉年金に準拠	—	—	所得制限有
	補装具費支給制度	選別的	無拋出制	個人単位	256	住民税非課税世帯	1190	世帯の上位10%	所得制限有
	障害者日常生活用具	普遍的	無拋出制	個人単位	256	住民税非課税世帯	—	—	無
年金	障害基礎年金(20歳前障害)	選別的	無拋出制	個人単位	660	20歳前障害基礎年金受給者の上位1%	733	20歳前障害基礎年金受給者の上位1%所得+所得100万円	所得制限有

特別児童扶養手当は、20 歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に給付される制度である。また、障害児福祉手当は、精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者に給付される制度である。特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度

³⁷ 児童養護施設や婦人保護施設なども入所費用における給付と所得制限があるものの、これら施設は相談所等による措置入所が要件であることから、母子生活支援施設とは性格が異なる。そのため、本稿では扱わない。

の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に給付される制度である。これら三つの制度は選別的制度かつ無拋出制であり、所得制限が有る。

しかし、特別児童扶養手当の給付停止となる所得制限の限度額が年収約771万円、障害児童福祉手当と特別障害者手当の給付停止となる所得制限の限度額は年収約901万円と高く設定されている³⁸。ただし、特別児童扶養手当における限度額が母子福祉年金(1980年以降物価等でスライド)、障害児福祉手当と特別障害者手当における限度額の根拠が老齢福祉年金(1985年に「国民年金法」の条文から削除)³⁹と、1960年代の古い制度に基づいていることは、60年間の社会変化を踏まえると課題であろう。

補装具費支給制度は、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具を購入・修理する代金を給付する制度である。また、障害者日常生活用具(日常生活用具給付事業)は、在宅の重度障害者(難病等患者を含む)の日常生活をしやすいするための日常生活用具の代金を給付する制度である。両者ともに全額給付の限度額は住民税非課税世帯となる年収約256万円であるものの、前者における給付停止となる一部給付の限度額は年収約1,190万円と高く(限度額の根拠は世帯収入の上位10%)、後者における所得制限は無い。これは、後者が重度障害者を対象としていることから、普遍的制度に近いことによる。

障害基礎年金(20歳前障害)は、20歳未満に病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった障害者に、20歳以降で給付する社会保険である。社会保険であるが保険料を納めた期間がなく無拋出制であることから、選別的制度であって、所得制限が有る。ただし、全額給付の限度額は障害者本人の年収が約660万円、給付停止となる一部給付の限度額は障害者本人の年収が約773万円と、障害者の年収の中では高い⁴⁰。これら限度額は障害者の99%をカバーするように設定されており、実質的に普遍的制度になっている。

6. 所得制限の課題

33の社会給付の所得制限を網羅的かつ横断的に整理してきたが、先行研究に倣った普遍的制度・選別的制度と拋出制・無拋出制に照らせば、各種給付の「所得制限の有無」は

³⁸ これら3つの給付制度には、①特別児童扶養手当において、受給者は障害者の扶養者、所得制限は障害児の扶養者の収入を判定し、②障害児福祉手当と特別障害者手当において、受給者は障害者、所得制限は障害者の扶養者の収入を判定する、という違いがある。

³⁹ 老齢福祉年金は、国民年金が発足した1961年(昭和36年)の当時に既に高齢等であったことを理由に国民年金を受け取ることができない人々を救済するために設けられた制度。当時、拋出していない50才以上を対象に、年金を給付(無拋出制)。1985年に「国民年金法」の条文からは削除。現在、同法の付則の元で存続。現在、受給者は1961年に50才だった受給者は、現在、110才。22人が受給。

⁴⁰ ここでは、世帯主が障害者、専業主婦である配偶者と子二人(中学生以下)を想定して算出する。

概ね整合性が取れている、と言えよう。加えて、所得制限の限度額についても概ね説明が出来る、とも言えよう。すなわち、2-4 節、2-5 節で論じたように、例えば、①無拋出制であって、普遍的制度に近い制度は、所得制限の限度額が高くなり、②無拋出制であって、選別的制度の中でも低所得者対策の目的が強い制度は、所得制限の限度額が低くなる、などとも適合している⁴¹。

しかし、分析を通じて、幾つかの制度において、所得制限の限度額の根拠がはっきりしないことや、こうした分析の中で、所得制限の限度額と給付のバランスについて課題があることも分かった。

本章では、前章までの分析を基に、所得制限における幾つかの課題を指摘したい。

6-1. 所得制限における限度額の根拠

所得制限における限度額の根拠については、①低位(年収 300 万円以下)の限度額の根拠は住民税非課税世帯、②中位(年収 400~600 万円)の限度額の根拠は収入の平均、③高位(年収 800 万円以上)の限度額の根拠は収入の 10~20%、と整理できるように、概ね合理的であると評価できよう。

しかし、図表 9 のように、8 つの社会給付において所得制限における限度額の根拠が見出せなかった。

図表 9：所得制限における限度額の根拠を見出せなかったもの

制度名	設定単位	所得制限：限度額年収ベース(万円)	
		限度額	限度額根拠
児童手当(2022年10月以降)	個人単位	1,200	配偶者特別控除1,195万円等を参照し総合的に設定
副食費免除	世帯単位	360	—
就学援助	世帯単位	442	準要保護基準 (生活保護基準340万円×1.3)
助産施設入所費用	世帯単位	2,633	児童福祉法に基づく
母子生活支援施設入所費用	世帯単位	2,633	児童福祉法に基づく
特別児童扶養手当	個人単位	771	母子福祉年金に準拠
障害児福祉手当	個人単位	901	老齢福祉年金に準拠
特別障害者手当	個人単位	901	老齢福祉年金に準拠

まず、副食費免除は、所得制限における限度額の根拠が説明できないものである。就学援助における限度額の根拠は生活保護基準の 1.3 倍としているが、その意味するところを見出せなかった。

⁴¹ ただし、2-6 節で論じたように、所得制限の限度額の設定が「個人単位か世帯単位か」、給付制度の負担の在り方が「応益負担か応能負担か」なども踏まえれば、別の観点からの議論はあろう。

これらの背景には、「一般的に、政策決定・立法過程において、予算措置が強く意識されることがある」との指摘が挙げられる⁴²。「各府省の担当者は制度間の整合性を意識するよりも、予算制約の下で所得制限の限度額を決定した後、事後的に説明することが専らであるためではないか」との指摘もみられる⁴³。

次に、児童手当は、限度額の根拠を「配偶者特別控除 1,195 万円等を参照し総合的に設定」としているが、配偶者特別控除 1,195 万円の経済的な考え方を見出すことができなかった。同様に、助産施設入所費用と母子生活支援施設入所費用も、限度額の根拠を「児童福祉法に基づく」としているが、児童福祉法では根拠が見出せなかった。

最後に、特別児童扶養手当は、1959 年に創設された母子福祉年金(1986 年に遺族基礎年金に統合)の限度額を、所得制限における限度額の根拠としている(物価スライド等は考慮)。加えて、障害児福祉手当と特別障害者手当は、1961 年に創設された老齢福祉年金(1985 年に「国民年金法」の条文から削除)の限度額を、所得制限における限度額の根拠としている。60 年前の制度を根拠としていることは、人口構成や社会環境の変化などを踏まえたものになっているか、検証の上、見直していくべきである。

6-2.大学無償化の課題

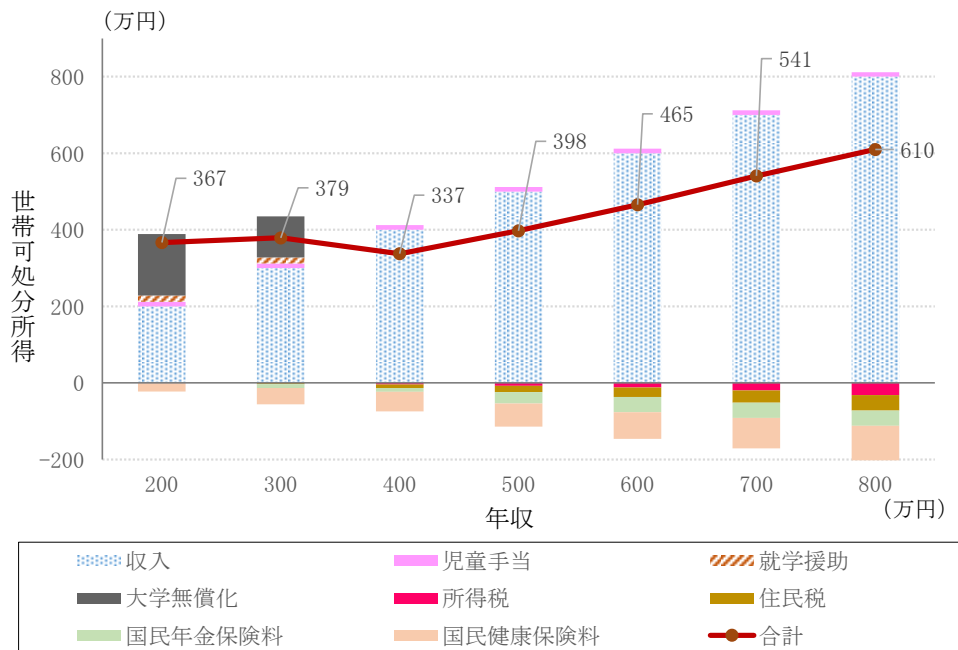
大学無償化(高等教育の修学支援新制度)の給付額は多額で、受給できるか、受給できないかによって世帯間の差が大きくなる。例えば、私立大学生で自宅外に居住している場合、全額給付で 161 万円(授業料 70 万円、生活費 91 万円)を受給できる。そのため、大学無償化も含めた課税・保険料徴収・給付後(所得再分配後)の実質的な収入(可処分所得)は、年収によって大きく変化する。

図表 10 は、親二人(専業主婦の配偶者)と子二人(私立大学生自宅外と中学生以下)で構成される世帯における所得再分配後の年収(世帯可処分所得)を、年収毎に示している。大学無償化による給付によって、年収 300 万円の世帯と年収 400 万円の世帯では、所得再分配後の収入が逆転している。

⁴² 堺(2020)は、児童扶養手当について支給金額の政策決定過程を詳細に分析し、財政余地が制度に影響することを示している。

⁴³ 小野(2014)は、「ペイ・アズ・ユー・ゴーの発想を(特に社会保障給付のような義務的経費については)徹底しなければならない現代のゼロサムの時代においては、負担の在り方が重要である」としている。

図表 10：大学無償化による可処分所得（親二人＜専業主婦の配偶者＞と子二人＜私立大学生自宅外と中学生以下＞）



所得制限の限度額は、複数段階制が採用されており、年間 161 万円の全額給付の限度額が住民税非課税世帯となる年収約 256 万円、年間 107 万円（全額給付の 3 分の 2）の一部給付の限度額が年収約 300 万円、年間 54 万円（全額給付の 3 分の 1）の一部給付の限度額が年収約 380 万円である（以降、給付停止）。

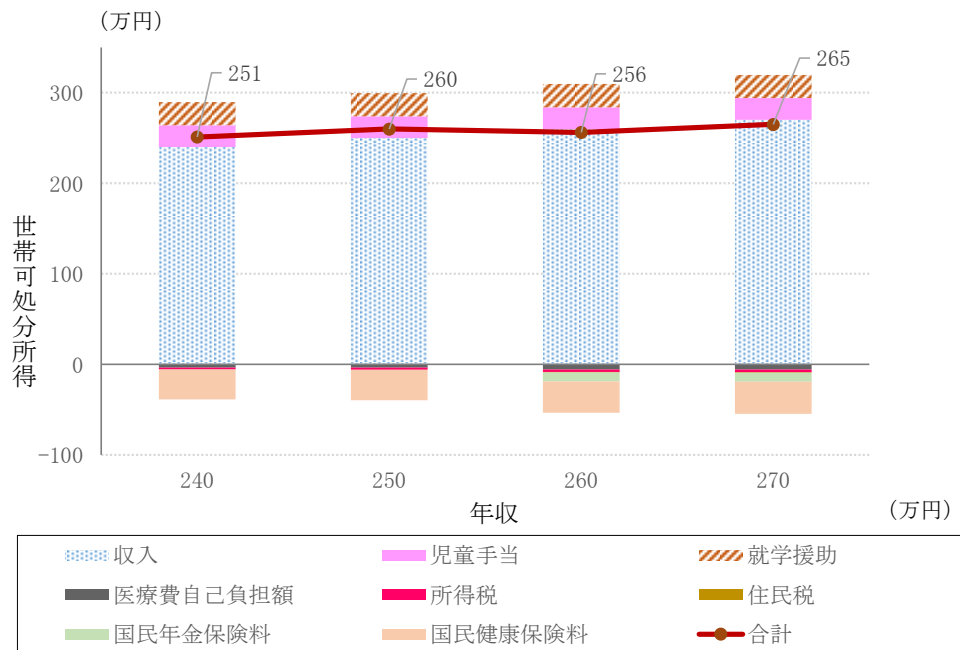
所得再分配後の実質的な収入が逆転しないように、給付額と所得制限の複数段階制をより細かくしていくことなどが考えられる。

6-3.「住民税非課税世帯の壁」の一例

これまで見て来たように、所得制限における低位（年収 300 万円以下）の限度額の根拠を住民税非課税世帯とする制度が多く、一般世帯（親二人＜専業主婦である配偶者＞と子二人＜中学生以下＞）においては年収約 256 万円を境に、全額給付から一部給付や給付停止になる制度が多い。

例えば、医療費の 1 カ月自己負担限度額を超えた分を給付する高額療養費制度（国民健康保険自己負担限度額＜高額療養費、70 歳未満＞）を、図表 11 で見る。年収 250 万円の世帯と年収 260 万円の世帯では、住民税非課税世帯年収約 256 万円を境に医療費の自己負担額が異なる（年収 250 万円の世帯が 1 カ月 35,400 円、年収 260 万円の世帯が 1 カ月 57,600 円）ことから、高額療養費を含めた所得再分配後の収入（世帯可処分所得）が逆転している。ただし、複雑骨折や開腹手術等の高額な医療費が 1 カ月間に生じることを想定している。

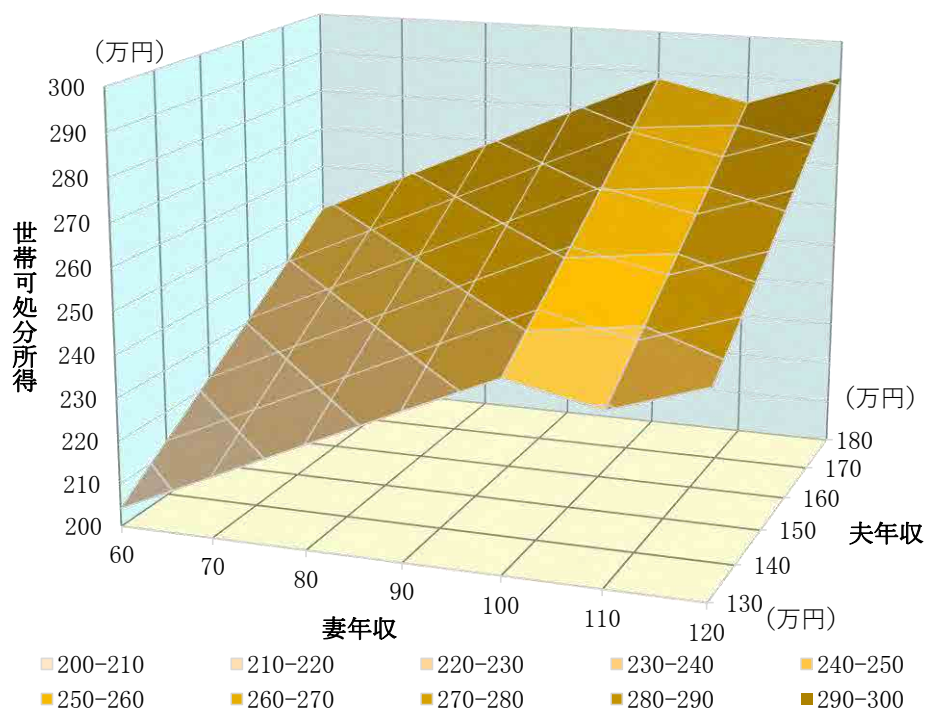
図表 11：高額療養費制度（国民健康保険自己負担限度額＜高額療養費、70 歳未満＞）における所得再分配後の年収（親二人＜専業主婦の配偶者＞と子二人＜中学生以下＞）



このようにやや特別なケースにおいては、一般世帯においては「住民税非課税世帯（年収約 256 万円）の壁」が存在すると言えよう。なお、図表 11 の医療費自己負担額（高額療養費）を除いた一般的なケースでは、年収 250 万円の世帯の可処分所得は約 263 万円、年収 260 万円の世帯の可処分所得は約 262 万円である。

また、子育て共働き世帯（親二人＜共働き＞と子二人＜2 歳と 4 歳＞）について、保育料で同様のケースがある。図表 12 は、共働きであることを踏まえて、横軸に妻の年収、奥行きに夫の年収、縦軸に保育料を含めた所得分配後の収入（世帯可処分所得）を示している。右奥に行けば行くほど、妻の年収と夫の年収が高くなり、縦軸の可処分所得が高まることを示している。なお、保育料として 2 歳の子に第 1 子の半額である 9,750 円を 12 カ月負担することを想定し、世帯可処分所得は児童手当、保育料、所得税、住民税、国民年金保険料、国民健康保険料を考慮して算出している。

図表 12：保育料における所得再分配後の年収（親二人＜共働き＞と子二人＜2歳と4歳＞）



(注) 世帯可処分所得は児童手当、保育料、所得税、住民税、国民年金保険料、国民健康保険料を考慮して算出。

図表 12 で世帯の可処分所得は、妻の年収 110 万円の場合に減少していることがわかる。これは、妻の年収が 100 万円超となると住民税が発生することで、住民税非課税世帯から住民課税世帯になり、保育料が発生することによる。

このようなケースにおいては、子育て共働き世帯においても「住民税非課税世帯(妻の年収 100 万円)の壁」が存在すると言えよう。

7. 結論

本稿は、社会給付の所得制限について、各種給付の所得制限に学術的な体系はあるのか、各種給付の所得制限における限度額はどのような水準になっているのか、所得制限における限度額の根拠は何か、所得制限の限度額に課題はないのか、との問題意識をもって、33 の所得制限を網羅的かつ横断的に分析した。所得制限の考え方については、先行研究に倣って、普遍的制度・選別的制度、拠出制・無拠出制という学術的な体系を基に整理した。

結果、33 の社会給付の所得制限については、①普遍的制度・選別的制度、拠出制・無拠出制に照らせば「所得制限の有無」は整合性が取れている、②所得制限の限度額についても概ね説明が出来る、との結論に至った。

しかし、8 つの社会給付において、所得制限の限度額の根拠が平均収入など経済的な

観点で見出せず、今後、十分な説明が求められると考えられる。特に、特別児童扶養手当や障害児福祉手当、特別障害者手当は 60 年前の制度を根拠としていることから、社会変化を踏まえた検証が求められる⁴⁴。

加えて、大学無償化については、給付額が多額であることから、所得再分配後の実質的な収入が年収 300 万円と年収 400 万円の世帯で逆転していることが判明した。所得に応じた給付額と所得制限の複数段階制をより細かくするなど、所得再分配後の実質的な収入（可処分所得）が実際にどのようになるか検証し、均す必要もあろう。

更に、所得制限における低位（年収 300 万円以下）の限度額の根拠を住民税非課税世帯とする制度が多いことを踏まえて、住民税非課税世帯か住民税課税世帯かで世帯の可処分所得が逆転する例（高額療養費と保育料）で「住民税非課税世帯の壁」があることを示した。

本稿の積み残した課題は、所得制限の整理を踏まえて各種給付のあり方を検討することである。その際には、給付額や給付対象、財源負担（社会保険における政府負担、児童手当における事業主負担等）、利用者負担（応益負担、応能負担等）なども踏まえて分析する必要がある。加えて、制度毎に、政策決定過程・立法過程の歴史が異なることも考慮することも考えられよう。

また、本稿では、課税と給付のバランスについて大学無償化と「住民税非課税世帯の壁」の一例を取り上げたが、他の各種給付の組み合わせにおいて、年収に応じた可処分所得の逆転が生じていないか、可処分所得が急に増えたりして可処分所得の曲線が均一でない（カーブがキックしている）年収はないか、などを分析することが考えられる⁴⁵。例えば、所得税においては「年収 103 万円の壁」、「年収 150 万円の壁」が、社会保険料においては「年収 106 万円の壁」、「年収 130 万円の壁」が一般に指摘されているが、社会給付においても「そのような壁が有るのか」との問題意識に基づく分析は興味深い。なお、当該分析は、社会給付の所得制限に加えて、保険料徴収における所得制限と税控除における所得制限も考慮しなければならず、難しい。

これらを今後の課題としたい。

本稿の特長は 33 の社会給付を横断的に所得制限の観点から分析したことである。我が国の社会保障制度は国民のニーズに応じて木目細かく政策対応してきたことから、これまで述べて来た多くの制度が創設されている。本稿で見たように、各制度で所得制限の限度額やその根拠は区々であり、各制度で所得制限の設定単位（個人単位、世帯単位）や判定対象（収入ベース、所得ベース、税額ベース）、限度額の算出条件なども異なっていることから、社会給付は国民にとってわかりにくいものになっているのではないかと考えられる。加えて、各制度での設定単位や判定対象などが異なっていることによる行政コストの検証も課題であろう。

⁴⁴ 堺（2020）は児童扶養手当において当事者団体による運動が制度の形成に影響を与えた（「幾つかの成果を上げた」）ことを分析している。障害者の制度においても、様々な当事者団体が存在し、政治的パワーを持って制度の形成に影響を与えていると考えられ、制度改正の難易度は高いのだろう。

⁴⁵ 「年収に応じた可処分所得が政策目的と合致しているか」との分析も考えられる。

この点、「母子家庭」における各種給付の所得制限が児童扶養手当の所得制限に合わせているように、分野毎に、各種給付の所得制限をその分野で代表的な給付制度の所得制限に合わせてしまうことも考えられる。更には、国民一人一人に無条件かつ定額で現金を給付する制度における行政コストを研究し、現在の制度とコスト・ベネフィットの面で定量的にどれくらい異なってくるかを検証することなどが次のステップとして考えられよう⁴⁶。

以 上

⁴⁶ 鈴木（2020）は、ベーシック・インカムの導入によって、既存の低所得者対策を代替することができることから、①生活保護における生活扶助や住宅扶助、②失業給付や育児休業給付、③所得税の配偶者控除・扶養控除等も廃止することができる、ことなどを指摘している。

【参考文献】

- 浅井亜希(2018)「児童手当/家族手当の導入をめぐる国際比較」、『社会保障研究』3(1)、111-125.
- 阿部志郎、右田紀久恵、宮田和明、松井二郎編(2002)『戦後社会福祉の総括と二一世紀への展望 II 思想と理論』、ドメス出版.
- 岩村正彦(2001)『社会保障法 I 』、弘文堂.
- 大塩まゆみ(1996)『家族手当の研究 ―児童手当から家族政策を展望する』、法律文化社.
- 小野太一(2014)『社会保障, その政策過程と理念』、社会保険研究所.
- 小野太一(2019)「日本における社会保障制度審議会史と有識者委員の群像―政策過程と理念―」、*Doctoral dissertation*、大阪市立大学.
- 大山博、武川正吾(1991)『社会政策と社会行政: 新たな福祉の理論の展開をめざして』、法律文化社.
- 黒田有志弥(2016)「社会手当の意義と課題: 児童手当制度及び児童扶養手当制度からの示唆」、『社会保障研究』1(2)、370-381.
- 厚生労働省(2012)『厚生労働白書 平成 24 年版』.
- 小西砂千夫(2016)『社会保障の財政学』、日本経済評論社.
- 駒村康平(2016)「1985 年以降の所得保障制度の動向: 制度横断的分析試論」、『社会保障研究』1(2)、268-292.
- 堺恵(2020)『児童扶養手当制度の形成と展開―制度の推移と支給金額の決定過程―』、晃洋書房.
- 鈴木亘(2020)『社会保障と財政の危機』、PHP 新書.
- 武川正吾(2011)『福祉社会: 包摂の社会政策』、有斐閣.
- 武川正吾(2011)「子ども手当の所得制限」、『週刊社会保障』65(2620)、44-49.
- 武川正吾(2011)「ベーシック・インカムの理論と実践--日本の社会政策の場合」、『大原社会問題研究所雑誌』(634)、16-28.
- 武川正吾(2016)「東アジアのなかの日本: 普遍主義の可能性」、『DIO: data information opinion: 連合総研レポート』(319)、4-7.
- 中山徹、加美嘉史(2014)『社会保障(社会福祉士養成シリーズ)』、東山書房.
- 西島文香(1997)「社会福祉サービスにおける費用徴収制度の形成とその論点:理論的根拠と批判的検討」、『社会問題研究』47(1)、87-106.
- 西島文香(2005)「社会保障給付における所得制限と給付制限」、『社会問題研究』54(2)、91-110.
- 原田啓一郎(2018)「社会保障給付をめぐる所得制限: 児童手当を素材に」、『週刊社会保障』72(2997)、48-53.
- 堀勝洋(2004)『社会保障法総論 第2版』、東京大学出版会.
- 堀勝洋(2009)『社会保障・社会福祉の原理・法・政策』、ミネルヴァ書房.
- 三浦文夫(1995)『社会福祉政策研究: 福祉政策と福祉改革(増補改訂版)』、全国社会福

社協議会.
棕野美智子、田中耕太郎(2011)『はじめての社会保障:福祉を学ぶ人へ(第8版)』、有斐閣アルマ.

(別紙) 政府による社会给付における所得制限 (収入ベースで表示)

○地方公共団体によって所得制限や制度内容が異なるものもあることや、
各種給付の制度内容について所管省庁の確認をとっていないことなどから、
実際の制度利用にあたっては市町村や年金事務所など窓口に確認してください。

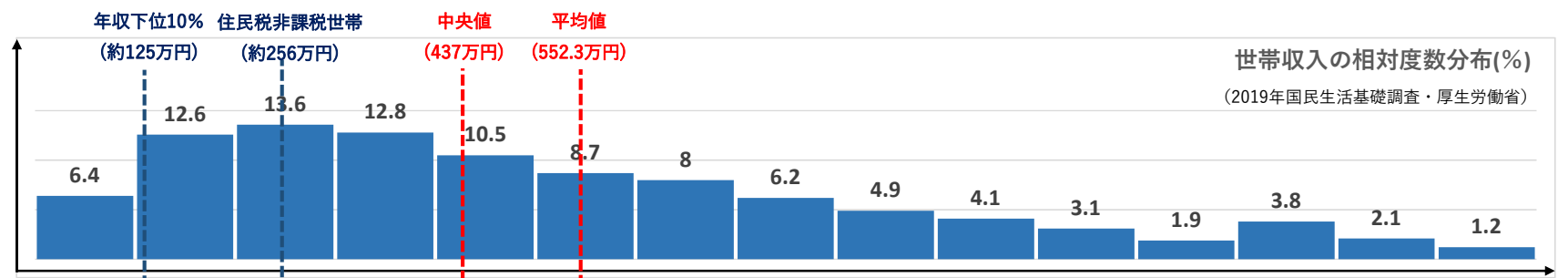
作成

内閣官房兼内閣府 規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

天達、磯、安田

協力

栃木県那須塩原市



収入の水準(万円)	～100	～200	～300	～400	～500	～600	～700	～800	～900	～1000	～1100	～1200	～1500	～2000	2000～
累積構成比(%)	6.4	19.0	32.6	45.4	55.9	64.6	72.6	78.8	83.7	87.8	90.9	92.8	96.6	98.7	100.0

世帯	分野	制度名	制度概要	実施基準 の設定者	所得制限				給付額/ 自己負担額												
					設定 単位	判定 対象	限度額算出条件														
							住民税率	級地													
一般世帯 + 親子2人（専業主婦である配偶者） + 中学生以下（）	子育て	1 児童手当 （中学卒業迄） （2022年6月支給分迄）	中学卒業までの児童を養育する者に給付	国	個人	所得	—	—	全国一律	給 120,000円/年 60,000円/年 約960万円 所得制限無し											
		児童手当 （中学卒業迄） （2022年10月支給分以降）	中学卒業までの児童を養育する者に給付	国	個人	所得	—	—	全国一律	給 120,000円/年 60,000円/年 約960万円 約1,200万円											
		2 保育料 （0～2歳）	0～2歳の保育に係る費用を給付	地方公共団体	世帯	市町村民税所得割額	標準税率 6%	—	国の示す上限額	自 0円 20,000円/月 30,000万円/月 44,500円/月 61,000円/月 80,000円/月 104,000円/月 約256万円 約330万円 約470万円 約640万円 約930万円 約1130万円 所得制限無し											
		3 病児・病後児保育料	子供が病気の際に、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合に、保育所等に一時的に預ける費用を給付＜病児保育事業＞	地方公共団体	個人	所得	—	—	那須塩原市の額	自 0円 2,000円/日 約256万円 所得制限無し											
		4 副食費免除 （3歳以上）	給食費のうちおかずやおやつの費用を給付	国	世帯	市町村民税所得割額	標準税率 6%	—	—	自 0円 約360万円											
	5 助産施設入所費用 （出産時）	経済的な理由で病院や助産施設に入所できない妊産婦に給付する制度	地方公共団体	世帯	市町村民税所得割額	標準税率 6%	—	国の示す基準額	自 2,200円/月 上限4,500円/月～191,200円/月 約256万円 約2,633万円												
	教育	6 就学援助 （小中学校）	経済的な理由で小中学校への就学が困難な家庭に費用の一部を給付	地方公共団体	世帯	収入	—	1級地	那須塩原市の額	給 51,060円～146,350円/年 ※学年、認定時期等により給付額が変動。 約442万円											
		7 高等学校等就学支援金（公立高校）	公立高校の授業料を支援する制度	国	世帯	市町村民税所得割額	全国一律 6%	—	全国一律	給 上限118,800円/年 約910万円											
		高等学校等就学支援金（私立高校）	私立高校の授業料を支援する制度	国	世帯	市町村民税所得割額	全国一律 6%	—	全国一律	給 上限396,000円/年 上限118,800円/年 約910万円											
	8 高等教育の修学支援新制度（大学無償化）	大学の授業料を支援し、生活費を給付する制度	国	世帯	市町村民税所得割額	全国一律 6%	—	全国一律	給 161万円/年 107万円 54万円 約590万円 約270万円 約300万円 約380万円 ※預貯金等による制限あり。私立大学、自宅外の場合。												
	住宅	9 住居確保給付金 （失業時等）	離職等による住居喪失を防ぐため家賃を給付	国	世帯	収入	—	1級地	全国一律	給 最大69,800円/月 ※月收入で判定。預貯金等の資産による制限あり。給付上限は生活保護の住宅扶助基準に基づく額。 約340万円											
		10 すまい給付金 （住宅購入時）	2014年の消費税引き上げによる住宅購入時の負担緩和を目的とした給付	国	個人	都道府県民税所得割額	全国一律 4%	—	全国一律	給 50万円（1回のみ） 40万円 30万円 20万円 10万円 約450万円 約525万円 約600万円 約675万円 約775万円											
就労	11 職業訓練受講給付金	職業訓練期間中の生活を支援するための給付	国	世帯	収入	—	—	全国一律	給 10万円/月 ※月收入で判定。預貯金等による制限あり。 約300万円												
生活保護	12 生活保護	生活に困窮する方に対し必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度	国	世帯	収入	—	1級地	1級地1の基準	給 0～約340万円/年 ※月收入で判定。資力調査あり。最低生活費と収入を比較して不足する分を扶助。 約340万円												

収入の水準(万円)	～100	～200	～300	～400	～500	～600	～700	～800	～900	～1000	～1100	～1200	～1500	～2000	2000～
累積構成比(%)	6.4	19.0	32.6	45.4	55.9	64.6	72.6	78.8	83.7	87.8	90.9	92.8	96.6	98.7	100.0

世帯	分野		制度名	制度概要	実施基準 の設定者	所得制限				給付額/ 自己負担額												
						設定 単位	判定 対象	限度額算出条件														
								住民税率	級地													
一般世帯 ＋親2人（専業主婦である配偶者） ＋子2人（中学生以下）	医療	13	国民健康保険入院時食事療養費標準負担減額認定（70歳未満）	入院時の食事代について自己負担額を限定する制度	国	個人	所得	—	—	全国一律	④ 210円/食（長期の場合160円） 460円/食（指定難病患者等の場合260円/食） 約256万円 所得制限無し											
			国民健康保険入院時食事療養費標準負担減額認定（70～74歳）	入院時の食事代について自己負担額を限定する制度	国	個人	所得	—	—	全国一律	④ 100円/食 210円/食（長期の場合160円） 460円/食（指定難病患者等の場合260円/食） 約80万円 約256万円 所得制限無し											
		14	後期高齢者医療入院時食事療養費標準負担減額認定（75歳以上）	入院時の食事代について自己負担額を限定する制度	国	個人	所得	—	—	全国一律	④ 100円/食 210円/食（長期の場合160円） 460円/食（指定難病患者等の場合260円/食） 約80万円 約256万円 所得制限無し											
			国民健康保険自己負担限度額（高額療養費、70歳未満）	医療費の1カ月自己負担限度額を超えた分を給付	国	個人	所得	—	—	全国一律	④ 上限35,400円 上限57,600円 ～約8万円＋（医療費-約27万円）×1％ ～約16万円＋（医療費-約56万円）×1％ ～約25万円＋（医療費-約84万円）×1％ 約256万円 約370万円 約836万円 約1154万円 所得制限無し											
		15	国民健康保険自己負担限度額（高額療養費、70～74歳）	医療費の1カ月自己負担限度額を超えた分を給付	国	個人	所得	—	—	全国一律	④ ～1.5万円/月 ～約2.5万円 ～約5.8万円 ～約8万円＋（医療費-約27万円）×1％ ～約16万円＋（医療費-約56万円）×1％ ～約25万円＋（医療費-約84万円）×1％ 約80万円 約256万円 約327万円 約625万円 約973万円 所得制限無し											
			後期高齢者医療自己負担限度額（高額療養費）	医療費の1カ月自己負担限度額を超えた分を給付	国	個人	所得	—	—	全国一律	④ ～1.5万円/月 ～約2.5万円 ～約5.8万円 ～約8万円＋（医療費-約27万円）×1％ ～約16万円＋（医療費-約56万円）×1％ ～約25万円＋（医療費-約84万円）×1％ 約80万円 約256万円 約327万円 約625万円 約973万円 所得制限無し											
		17	特定疾病療養受療証（人工透析が必要な慢性腎不全、70歳未満）	厚労大臣指定の特定疾病である慢性腎不全で人工透析の自己負担額を超えた分を給付	国	個人	所得	—	—	全国一律	④ 上限10,000円/月 上限20,000円/月 約836万円 所得制限無し											
		18	不妊に悩む方への特定治療支援事業（2020年末迄）	特定不妊治療を受けた夫婦を対象に治療費の一部を助成する事業	地方公共団体	世帯	所得	—	—	国の示す基準額	④ 治療区分に応じて、30万円、15万円、7万5千円/回 約953万円											
			不妊に悩む方への特定治療支援事業（2021年初以降）	特定不妊治療を受けた夫婦を対象に治療費の一部を助成する事業	地方公共団体	—	—	—	—	国の示す基準額	④ 治療区分に応じて、30万円、10万/回 所得制限無し											
	介護	19	高額介護サービス費	介護サービス費用の月額上限を超えた分について給付	国	個人	年金収入/所得	—	—	全国一律	④ 上限15,000円/月 上限24,600円/月 約80万円 約256万円 所得制限無し											
		20	介護保険負担限度額認定（居住費・食費）	低所得者に対して介護施設における居住費と食費の自己負担の上限を設定	国	個人	年金収入/所得	—	—	全国一律	④ 上限880円/日 上限1,960円/日 ※預貯金等による制限あり。 約80万円 約256万円											

「規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム分析レポート」は、内閣官房兼内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームメンバーの研究成果をとりまとめた資料です。学界、研究機関等の関係する方々から幅広くコメントを頂き、今後の研究に役立てることを意図して発表しております。

レポートは、すべて著者個人の責任で執筆されており、内閣官房及び内閣府あるいは規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの見解を示すものではありません。